

事務連絡
令和2年3月9日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課認知症施設推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老人保健課

社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか、事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されているが、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要である。このため、社会福祉施設等の職員においては、別紙「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底いただけよう、管内の社会福祉施設等に対する周知をお願いするとともに、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いしたい。